

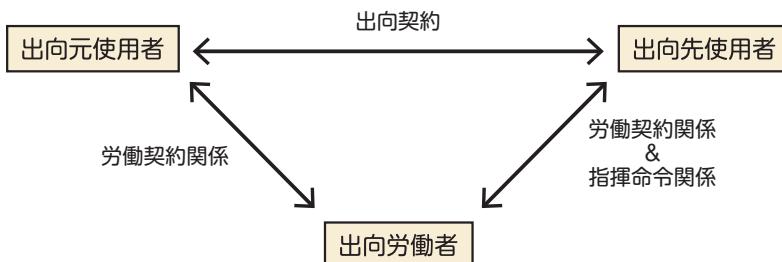
## [3] 労働契約

### ■ 労働契約の成立 (労働契約法6条)

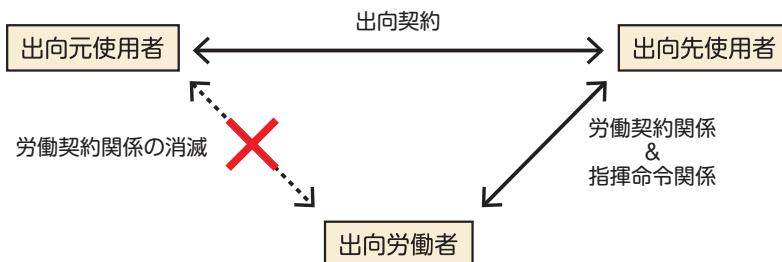
労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。

労働基準法には、「**労働契約**」を定義づけた規定が存在しません。労働契約法6条では、労働契約が労働者と使用者の合意による「**諾成契約**」であることを確認するとともに、労働契約の「**成立要件**」を定めることを通じて、事実上、労働契約の定義を定めた規定となっています。

#### 【在籍型出向】



#### 【移籍型出向（転籍）】



#### 【労働者派遣】

